

札幌市依存症専門医療機関・依存症治療拠点機関選定要綱

平成 30 年 11 月 13 日

保健福祉局長決裁

(趣旨)

第 1 条 札幌市における依存症に関する医療提供体制を整備するため、「依存症対策地域支援事業の実施について」（平成 29 年 6 月 13 日付け障発 0613 第 2 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙「依存症対策地域支援事業実施要綱」及び「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備について」（平成 29 年 6 月 13 日付け障発 0613 第 4 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「第 4 号通知」という。）に基づき、依存症専門医療機関（以下「専門医療機関」という。）及び依存症治療拠点機関（以下「治療拠点機関」という。）の選定について、必要な事項を定める。

(選定要件)

第 2 条 市長は、本市に所在地を有する保険医療機関の中から専門医療機関及び治療拠点機関を選定する。

2 選定の基準は、第 4 号通知の別紙の選定基準（以下「選定基準」という。）のとおりとする。ただし、治療拠点機関については、市長が選定した専門医療機関のうち、アルコール健康障害、薬物依存症及びギャンブル等依存症の三疾患全てを治療の対象としている保険医療機関であって、選定基準を満たすものの中から市長が選定する。

(選定)

第 3 条 専門医療機関の選定を受けようとする保険医療機関の開設者は、札幌市依存症専門医療機関選定申請書（様式 1）及び添付書類（以下「申請書類」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請の内容について前条の選定要件に基づき審査の上、選定要件を満たすと認める場合に限り、当該保険医療機関を専門医療機関として選定するものとする。

3 市長は、前項の規定により専門医療機関として選定する保険医療機関の中から、適当であると認めるものについて、前条の選定要件に基づき審査の上、選定要件を満たすと認める場合に限り、当該保険医療機関を治療拠点機関として選定することができる。

4 市長は、前 2 項の審査において、必要がある場合は、当該保険医療機関に対して追加の添付書類の提出を求めることができる。

5 市長は、第2項又は第3項に基づき専門医療機関又は治療拠点機関の選定を行ったときは、当該保険医療機関に対して、選定通知書（様式2）を送付するものとする。

（不選定）

第4条 市長は、前条第2項の審査の結果、当該保険医療機関が、第2条に規定する選定要件を満たさないと認めたときは、当該保健医療機関に対して、不選定通知書（様式3）を交付する。

（公表）

第5条 市長は、選定した専門医療機関及び治療拠点機関について本市のホームページ上に掲載することによって公表する。

（みなし選定）

第6条 北海道知事が本市に所在地を有する保険医療機関を専門医療機関又は治療拠点機関として選定した場合、市長は、第3条の規定にかかわらず、本市においても当該保険医療機関を専門医療機関又は治療拠点機関として選定し、第3条第5項及び第5条の手続きを行う。

（選定要件の確認）

第7条 市長は、選定した専門医療機関及び治療拠点機関が第2条の選定要件を満たしているかどうかについて、適時、確認を行うこととする。

（選定の取消し）

第8条 第3条の規定により選定された専門医療機関又は治療拠点機関の開設者は、当該専門医療機関又は治療拠点機関が第2条の選定要件を満たさなくなったとき、又は引き続き専門医療機関又は治療拠点機関として選定されることを辞退しようとするときは、市長に対し、速やかに辞退届（様式4）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の辞退届を受理したときは、辞退届の内容を審査のうえ、速やかに取消通知書（様式5）を交付し、選定の取り消しを行う。

3 前条に基づく確認により、第2条の選定要件を満たしていないことが判明した場合、市長は、第1項の規定にかかわらず、職権によって選定の取り消しを行うことができるものとする。なお、この場合、市長は、対象となる専門医療機関及び治療拠点機関に取消通知書（様式5）を交付し、職権で選定の取り消しを行った旨を通知するものとする。

- 4 第6条の規定により選定された保険医療機関が、北海道知事から専門医療機関又は治療拠点機関の選定を取り消された場合は、本市においても同様に選定を取り消すこととし、当該保険医療機関に取消通知書（様式5）を交付する。

（選定基準の改正）

第9条 国が専門医療機関及び治療拠点機関の選定基準を改正した場合、市長は、既に選定した専門医療機関及び治療拠点機関に対し、選定基準の改正について速やかに周知するとともに、既に選定した専門医療機関及び治療拠点機関が改正後の選定基準を満たしているかどうかを審査しなければならない。

- 2 前項の審査の結果、改正後の選定基準を満たさない専門医療機関及び治療拠点機関は、第8条第1項に定める選定の取り消しの手続きを行わなければならない。

（北海道との情報共有）

第10条 市長が専門医療機関及び治療拠点機関の選定又は選定の取り消しを行った場合、依存症専門医療機関等の選定に関する情報提供書（様式6）又は依存症専門医療機関等の選定取消に関する情報提供書（様式7）により、北海道知事に情報提供するものとする。

（委任）

第11条 この要綱の実施に当たり、その他必要な事項は保健福祉局精神保健福祉担当部長が定める。

附則

この要綱は、平成30年11月13日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年8月22日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。